

参議院社会労働委員会会議録第一号

昭和四十一年十二月二十日(火曜日)
午後二時三十九分開会

委員氏名
委員長 千葉千代世君
理事 鹿島 俊雄君
理事 土屋 義彦君
理事 佐野 芳雄君
理事 藤田 藤太郎君
理事 亀井 光君
理事 川野 三曉君
理事 黒木 利克君
理事 紅露 みつ君
理事 佐藤 芳男君
理事 丸茂 重貞君
理事 山下 春江君
理事 山本 杉君
理事 横山 フク君
理事 大橋 和孝君
理事 杉山 善太郎君
理事 森 勝治君
理事 山崎 昇君
理事 小平 芳平君
理事 高山 恒雄君

出席者は左のとおり。
委員長 千葉千代世君
理事 鹿島 俊雄君
理事 土屋 義彦君
理事 佐野 芳雄君
理事 藤田 藤太郎君
理事 亀井 光君
理事 川野 三曉君
理事 黒木 利克君
理事 紅露 みつ君
理事 佐藤 芳男君
理事 丸茂 重貞君
理事 山下 春江君
理事 山本 杉君
理事 横山 フク君
理事 大橋 和孝君
理事 杉山 善太郎君
理事 森 勝治君
理事 山崎 昇君
理事 小平 芳平君
理事 高山 恒雄君

委員の異動
十二月二十日
辞任
亀井 光君
丸茂 重貞君
補欠選任
玉置 和郎君
山本茂一郎君

理事 鹿島 俊雄君
理事 土屋 義彦君
理事 佐野 芳雄君
理事 藤田 藤太郎君
理事 亀井 光君
理事 川野 三曉君
理事 黒木 利克君
理事 紅露 みつ君
理事 佐藤 芳男君
理事 丸茂 重貞君
理事 山下 春江君
理事 山本 杉君
理事 横山 フク君
理事 大橋 和孝君
理事 杉山 善太郎君
理事 森 勝治君
理事 山崎 昇君
理事 小平 芳平君
理事 高山 恒雄君

委員
土屋 義彦君
川野 三曉君
黒木 利克君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
玉置 和郎君
山下 春江君
山本 杉君
山本茂一郎君
横山 フク君
早川 崇君
梅本 純正君
辻 英雄君
有馬 元治君
中原 武夫君

国務大臣
労働大臣 早川 崇君
政府委員
厚生大臣官房長 梅本 純正君
労働大臣官房長 辻 英雄君
労働省職業安定局長 有馬 元治君
事務局側
常任委員会専門員 中原 武夫君

本日の会議に付した案件

○炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○陸中海岸国立公園の地域拡張並びに下北半島の国定公園指定に関する請願(第四八一号)

○公的年金と福祉年金の併給限度額引上げに関する請願(第六一五号)

○重症心身障害児施設の福島県内設置に関する請願(第六一七号)

○杉並清掃工場の東京都上高井戸地区建設反対に関する請願(第六二七号)

○小学校区ごとに乳幼児及び学童の保育所設置に関する請願(第六四三号)

○ソ連長期抑留者に対する国家補償に関する請願

(第六九〇号)

○環境衛生金融公庫設立に関する請願(第六九二号)(第六九三号)(第六九四号)

○し体不自由児施設関係予算に関する請願(第三〇六号)(第三〇七号)(第三七一号)(第四七九号)

○原子爆弾被爆者援護法(仮称)の早期制定に関する請願(第三〇八号)

○日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願(第三二〇号)(第三二七号)(第四五二号)(第五三九号)(第六八八号)(第六八九号)

○戦傷病者特別援護法は正に関する請願(第三七二号)

○児童福祉施設最低基準の改定に関する請願(第四四八号)(第四四九号)(第四五〇号)(第四五一号)(第四八〇号)(第四九二号)(第四九三号)(第四九四号)(第五四〇号)(第五四一号)(第五七七号)

○元毒ガス製造従事者の疾病救済に関する請願(第一七三号)

○日雇労働者健康保険の改悪反対に関する請願(第三二二号)

○国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(第三二三号)(第六九一号)

○医療保険の抜本改悪反対及び療養生活の改善等に関する請願(第三二五号)

○心臓病の子供の治療に対する育成医療助成拡充に関する請願(第三二六号)(第四四七号)

○心臓病の専門病院の新増設促進に関する請願(第三三〇号)(第四一四号)(第四四五号)(第四七八号)(第六八七号)

○心臓手術のための供血制度改善に関する請願(第三三五号)(第四四六号)

○衛生検査技師法の一部改正に関する請願(第三三八号)(第一一〇号)(第一四六号)(第二〇六号)

(第二〇七号)(第三〇九号)(第五三八号)

○戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金に関する請願(第四三三号)

○国立病院・療養所の職員の増員等に関する請願(第四四四号)(第四五五号)(第二二四号)(第六四〇号)

○長野県に国立重症心身障害児(者)施設設置に関する請願(第一一九号)(第二一五号)

○旧満州開拓団員の外地死没者の遺族に対する国家処遇に関する請願(第二二〇号)(第二二六号)

○戦後長期抑留者の処遇に関する請願(第一四七号)

○療術の新規開業制度に関する請願(第一七号)

○埼玉県戸田市に汚水処理場設置反対に関する請願(第一八号)

○東京都杉並区内の太田病院の開鎖問題に関する請願(第一九号)

○福岡市に国立視力障害センター設置に関する請願(第二〇号)

○保育事業の育成強化に関する請願(第三五号)

○環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第三六号)

○栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願(第三七号)(第一四五号)(第二二七号)

○日雇労働者健康保険制度の内容改善に関する請願(第七一三三号)

○継続審査要求に関する件

○委員長(千葉千代世君) ただいまより社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、丸茂重貞君、亀井光君が委員を辞任され、その補欠として玉置和郎君、山本茂一郎君が選任されました。

○委員長(千葉千代世君) 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。早川労働大臣。

○国務大臣(早川崇君) このたび労働大臣に就任いたしました早川でございます。まことにふなれでございしますが、誠心誠意労働行政のために働きたいと思ひます。よろしくお願いいたします。(拍手)

ただいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

石炭鉱業の合理化の過程において発生する炭鉱離職者の再就職の促進及び生活の安定に關しましては、政府としては、昭和三十四年炭鉱離職者臨時措置法を制定し、以来、積極的な職業紹介活動と相まって、同法に基づく移住資金、職業訓練手当の支給等のきめ細かい援護措置を講ずるとともに、昭和三十八年新たに設けました炭鉱離職者求職手帳制度により就職促進手当を支給する等、各般の施策を推進することによりましてその実効を期してまいつてきていたところであります。

しかし、政府は、過日、石炭鉱業審議会からいただきました答申の趣旨を尊重して、石炭鉱業の安定策をより強力に推進することを決定したところであります。これに關連し、かつ、今後の事態に対処するため、新たに石炭鉱業の合理化により離職する方々に広く炭鉱離職者求職手帳の発給、移住資金の支給等の対策が及ぶようにすることが肝要であり、かつ、急を要する問題と考へてこの法律案を提案した次第であります。

次に、その内容について概略御説明申し上げます。

この法案による改正の第一は、炭鉱離職者求職手帳の発給要件を緩和することであり、炭鉱離職者求職手帳は、現在、昭和三十七年三月三十一日に炭鉱労働者として在職していた者に限って発給することとしておりますが、その後新たに炭鉱労働者となった者で本年八月三十一日に在職し

ているものに対しても発給することとし、それらの者の再就職の促進をはかるとともに、労働市場の情勢等により、失業保険金の受給が終了してもなお再就職の機会が得られない場合に求職活動を容易にさせるために就職促進手当を支給し得るようになした。

改正の第二は、移住資金の支給対象を拡大することであり、すなわち、炭鉱離職者に対する援護業務として雇用促進事業団が行なっている移住資金については、いわゆる産炭地域から産炭以外に移住する者に支給することとしておりますが、炭鉱離職者がその前職経験を十分に生かし得る再就職先を得ることは、その者の職業及び生活の安定をはかる上で最も効果的であり、石炭鉱業審議会の答申及び先般の閣議決定においてもこれを受けて、閉山合理化に伴い発生する離職者に対しては、特に今後石炭鉱業内部における配置転換の促進をはかるとしていることにかんがみ、今後さらに石炭鉱業の合理化による離職者に対しましてはビルド炭鉱への再就職を促進することとし、このため、これらの者が炭鉱労働者となつて移住する場合にも移住資金の支給を行なうとするものであります。

このほか、雇用促進事業団の行なう援護業務に關する制限事項を削除して、炭鉱離職者求職手帳の発給を受けている者のすべてをその対象とするよう改めるとともに、附則において本年九月一日以降この改正法の施行されるまでの間に石炭鉱業の合理化により離職した者もこのたびの改正による措置が受けられるようにいたしておきます。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(千葉千代世君) これより質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○土屋義彦君 ただいま労働大臣から、本委員会に付託をされました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして詳細御説明を賜わ

りましたが、以下二、三点にきまして御質問をさせていただきますと思ひます。

政府は、去る七月二十五日に石炭鉱業審議会から提出されました第三次答申に沿つて、今後さらにこの石炭鉱業の合理化を進めるお考えのようですが、これによつて発生する炭鉱離職者をどの程度と見込んでおられますか、まず第一点でございます。

また、今回の改正案の対象となる離職者数、またはそれに要する予算はどの程度となつておりますか、その点につきましてお伺いさせていただきます。

○国務大臣(早川崇君) 四十一年から四十五年までに離職が予想されております数字は、約三万人程度と考えておる次第でございます。

また、二番目の御質問の、本改正により、四十年度に新たに七百人に炭鉱離職者求職手帳が支給されるわけでございます。それに伴つて雇用奨励金、移住資金等、大体九百万円程度所要になるわけでございますが、これは雇用促進事業団の予備費が十分ございしますので、本年度予算におきまして追加計上する必要がないものと考えておる次第でございます。

○土屋義彦君 ただいまの御答弁によりますと、炭鉱離職者に対する援護の措置は、四十三年以降も存続させることが必要であらうかと思ひますが、その点につきましてお伺いをさせていただきます。

また、この援護の内容につきましても、これを拡充することの必要が痛感されますが、その点につきましてどのような御方針をお持ちであられますか、この二点につきましてお伺いさせていただきます。

○国務大臣(早川崇君) 四十三年以降も、この答申によりましてさらに多数の炭鉱離職者が出るわけでございますので、この後の援護に對しましては、四十三年以降も援護が施行できるように、目下法律の改正につきまして鋭意検討中でございます。

○土屋義彦君 最後に、これは質問ではございませんで、要望になるかと思ひますが、先ほど来、大臣からいろいろと御答弁がございまして、炭鉱離職者に対する援護が、労働省といたしましては、他の産業労働者についても炭鉱離職者と同じような境遇に置かれたような場合には、あたにかい手を差し伸べられるようなお考えをお持ちいただきたい、このことをつけ加えていただきたいと思います。

○国務大臣(早川崇君) 石炭鉱業以外にも、技術革命、あるいは産業革命によりまして、たとえばガスやいろいろなものも発達して、薪炭に携わる山林労働者なんか失業するというような、こういうケースがたくさん各産業にあらうかと存じます。そういう問題につきましては炭鉱離職者対策と性質は同じでございます。十分労働省といたしまして、やむを得ざる離職に對しましては何かの援護方法を講じたいと、目下検討中でございます。

○委員長(千葉千代世君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(千葉千代世君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(千葉千代世君) 御異議ないものと認めます。それでは、これより採決に入ります。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(千葉千代世君) 全会一致と認めます。

よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(千葉千代世君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(千葉千代世君) 次に、請願第一七号、療術の新規開業制度に関する請願外七十二件を議題といたします。

本委員会に付託されております七十三件の請願は、一応専門員のもとで整理してもらいましたが、その結果、請願第一八号、第一九号、第六二七号の三件については保留することとし、これを除く七十件の請願は、いずれも議院の會議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものとするが適当とのこととございました。それではおはかりいたします。付託請願七十三件につきましては、ただいまの報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(千葉千代世君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(千葉千代世君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(千葉千代世君) 次に継続審査要求についておはかりいたします。

一、酸化炭素中毒症に関する特別措置法案(第五十一回国会参事第二号)
身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(第五十一回国会参事第三号)

診療エックス線技師法の一部を改正する法律案(第五十一回国会開法第二百二十五号)

以上の法案につきましては閉会中もなお審査を継続することとし、本院規則第五十三条により、継続審査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(千葉千代世君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(千葉千代世君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十三分散会

十二月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、療術の新規開業制度に関する請願(第一七号)

一、埼玉県戸田市に汚水処理場設置反対に関する請願(第一八号)

一、東京都杉並区内の太田病院の閉鎖問題に関する請願(第一九号)

一、福岡市に国立視力障害センター設置に関する請願(第二〇号)

一、保育事業の育成強化に関する請願(第三五号)

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第三六号)

一、栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願(第三七号)(第一四五号)(第二二七号)

一、衛生検査技師法の一部改正に関する請願(第三八号)(第一二〇号)(第一四六号)(第二〇六号)(第二二七号)(第三〇九号)(第五三八号)

一、戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願(第四三号)

一、国立病院、療養所の職員の増員等に関する請願(第四四号)(第四五号)(第二二四号)(第六四〇号)

一、長野県に国立重症心身障害児(者)施設設置に関する請願(第一一九号)(第二一五号)

一、旧満州開拓団員の外地死没者の遺族に対する国家処遇に関する請願(第一二〇号)(第二一六号)

一、戦後長期抑留者の処遇に関する請願(第一四七号)

一、元毒ガス製造従事者の疾病救済に関する請願(第一七三号)

一、日雇労働者健康保険の改悪反対に関する請願(第二二二号)

一、国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(第二二三号)(第六九一号)

一、医療保険の抜本改悪反対及び療養生活の改善等に関する請願(第二二五号)

一、心臓病の子供の治療に対する育成医療助成拡充に関する請願(第二二六号)(第四四七号)

一、心臓病の専門病院の新増設促進に関する請願(第三〇四号)(第四一四号)(第四四五号)

一、心臓手術のための供血制度改善に関する請願(第三〇五号)(第四四六号)

一、肢体不自由児施設関係予算に関する請願(第三〇六号)(第三〇七号)(第三七一十一号)(第四七九号)

一、原子爆弾被爆者援護法(仮称)の早期制定に関する請願(第三〇八号)

一、日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願(第三二〇号)(第三二七号)(第四五二二号)

一、戦傷病者特別援護法は是正に関する請願(第三二二号)

一、児童福祉施設最低基準の改定に関する請願(第四四八号)(第四四九号)(第四五〇号)(第四五一号)(第四八〇号)(第四九二二号)(第四九

三三三)(第四九四号)(第五四〇号)(第五四一三三)(第五七七号)

一、陸中海岸国立公園の地域拡張並びに下北半島の国立公園指定に関する請願(第四八一号)

一、公的年金と福祉年金の併給限度額引上げに関する請願(第六一五号)

一、重症心身障害児施設設置の福島県内設置に関する請願(第六一七号)

一、杉並清掃工場の東京都上高井戸地区建設反対に関する請願(第六二七号)

一、小学校区ごとに乳幼児及び学童の保育所設置に関する請願(第六四三三三)

一、ソ連長期抑留者に対する国家補償に関する請願(第六九〇号)

一、環境衛生金融公庫設立に関する請願(第六九二二二)(第六九三三三)(第六九四四四)

一、日雇労働者健康保険制度の内容改善に関する請願(第七一三三三)

第七七号 昭和四十一年十一月三十日受理
療術の新規開業制度に関する請願

請願者 茨城県日立市神峯町一ノ七ノ一三 鈴木常月

紹介議員 大森 創造君

療術業に対する社会的需要の増大にみちみ、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の行なう以外の医療類似行為(療術)がいつそう適正に行なわれるために新規開業をすみやかに制度化されたい。

(一定の修業年限をつけた免許制又は登録制とし、この者の営業を認めること。)

理由

一、療術師(手技、電気、光線、温熱、刺激療法

の五種目)の業務は、「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師」とは区別され、異なる民間療法として、昭和五年以来、各地方庁令によって認許登録されている。

二、療術業務は、新たに制度化される理学療法士の業務とも歴史的にも社会通念的にも実態的に

も異なるから、制度上の区別を明確にする必要がある。

三、療術業務は、無害有効な民間療法が西洋医学等の影響を受けて発達したもので、多年、国民の健康増進と公共の福祉に貢献している。

四、昭和三十一年一月二十七日の最高裁判所の判決で「無害な治療行為は誰でも自由に業とすることができ」という新判例が出たが、健全な医療行政のためにも、療術制度化による新規開業の規正と資質の向上は絶対に必要である。

第一八号 昭和四十一年十一月三十日受理

埼玉県戸田市に汚水処理場設置反対に関する請願

請願者 埼玉県戸田市美木二、九四五汚水処理場設置反対者同盟内 市ヶ谷倉之助外六名

紹介議員 藤原 道子君

埼玉県戸田市に、県南の十三市町を対象とする大規模な汚水処理場の建設計画がすすめられているが、これは公共の名において、一方的に犠牲を強要し生活権を奪う暴挙であり、われわれはこのような汚水処理場が戸田市に建設されることに、あくまで反対し、計画の変更を強く要請する。

理由

一、建設予定地は、われわれの先祖伝来の土地であり、先祖代々耕地の保全と改良に努めてきた結果、昔から良質の早稲米産地として名声を博している。

二、同地は、戦後もわれわれの刻苦精励で守り育てられた汗の結晶である。

三、同地は、われわれの生業の本拠であり、建設計画の実施は、われわれにとって死活の問題である。

四、同地は、荒川左岸に対して水の逆流である関係上、台風時に万一送水管等が故障した場合、本地域二十万住民の被害ははかり知れないものとなる。

五、地元民の意志を無視した非民主的なやり方に

は絶対承服できない。荒川左岸に対して、すこしでも下流に位置の選定をし、万一の場合、その被害を最小限にいとめることこそ最善の施策である。

第一九号 昭和四十一年十一月三十日受理

東京都杉並区内の太田病院の閉鎖問題に関する請願

請願者 東京都杉並区西荻窪一ノ七六太田病院患者自治会内 近藤満外一名

紹介議員 田中寿美子君

東京都杉並区内の太田病院閉鎖について係争中の患者に対し左記の処置をとられたい。

一、直ちに生活保護の廃止を撤回し、保護を継続すること。

二、保護の継続が決定されるまでは、法外援護をなすこと。

理由

太田病院は、十月一日、結核患者を入院させたまま強行閉鎖を行なった。

人命を預り、患者をなおす公共性を持つ病院は、個人病院であろうとも、一方的な都合や感情でやめることはできないはずであるが、院長はやめねばならない理由の具体的な説明もせず、廃病の自由は法律で認められていると法をタテにして、話し合いを一方的に打ち切った。患者および従業員が不当な閉鎖に反対して、病院再開の運動にはいったのは、正に患者の人権を無視した院長の暴挙に対する道理にかなった行動と確信するからである。

こうして病院と話し合いの交渉を持つべく係争中の患者に対し、杉並西荻窪事務所は、患者が福祉事務所の転院指示に従わないから十月十三日から生活保護を廃止する」と通告、生活保護を打ち切った。

重症患者が適法の名のもとに病院を追われ、そのうえ全く違法と思われる生存権のはく奪が行政措置として行なわれるということは、人道上からも許すことはできない。

第二〇号 昭和四十一年十一月三十日受理

福岡市に国立視力障害センター設置に関する請願

請願者 福岡市天神一ノ一福岡県知事 鶴崎多一外十二名

紹介議員 鈴木 亨弘君

福岡市に、ぜひとも国立視力障害センターを設置されたい。

理由

一、身体と生活の二重苦に悩む多数の障害者の社会復帰を図るには、更生援護施設の拡充、整備強化が痛感されるが、現在の社会福祉法人においてはもとより、地方財政をもつては、きわめて困難な状態である。

二、最近、視力障害者の更生意欲はとみに高まり、施設、ことに国立施設への入所希望者は増加の一途をたどっているが、九州地方の障害者は、遠く国立神戸視力障害センターを利用するほかなく、費用その他において、きわめて難渋している。

三、このため、九州地方盲人協会においても、すでに昭和三十一年九州ブロック盲人福祉大会において、国立施設を福岡市に誘致することを決議し、県議会及び福岡市議会においては正式にこれを採択している。また、施設設置に必要な敷地、その他については、地元において協力態勢を整え、万全を期している。

四、昭和四十一年度予算要求の段階においては、格別の協力を得ながら、諸般の事情によって一応見送りとなったが、地元としては、これが実現を熱望している。(資料添付あり)

第三五号 昭和四十一年十一月三十日受理

保育事業の育成強化に関する請願

請願者 群馬県勢多郡東村花輪 花輪辰雄外五名

紹介議員 近藤英一郎君

昭和四十二年度の国家予算編成にあたり、左記の項目を中心に抜本的な保育所関係予算の確保をお

こない保育事業の面的な強化を図られたい。

一、保母及び調理士の定数増による施設最低基準の改善。

二、保育従事者給与の改善

三、児童処遇費の増額。

四、保育料家庭負担の軽減のため保育料徴収基準の抜本的改善。

五、施設運営の改善。

六、保育所入所基準の拡大。

七、保育事業の拡大振興。

理由

経済の発展と急激な社会変動、とくに婦人労働の増加にともなう保育に対する国民の要望は日に増大している。全国一万余の保育所は、最近の特価高騰並びに基本的な諸条件の不備により、十分に住民の要望をみたせない。国家の将来において、児童の健全な育成、とくに乳幼児期における保育の充実こそ重大な問題である。(昭和四十二年度保育予算要求項目)添付)

第三六号 昭和四十一年十一月三十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 群馬県前橋市日吉町二ノ三ノ二群馬県公衆浴場環境衛生同業組合理事長 有坂竹男

紹介議員 近藤英一郎君

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正し、左記事項の実現を図られたい。

一、環境衛生同業組合の行なう事業中に農業協同組合法に準じ信用事業を加えるか、あるいは中小企業等協同組合法に準じ、単一又は複数業種の環同組合員が信用組合を設立できるようにし、かつ、当該事業又は、当該組合の設立が容易に認可されるよう措置すること。

二、中小企業団体の組織に関する法律に準じ、厚生大臣又は都道府県知事が資格事業に係る設備、若しくはそれに付帯する設備の新設、又は禁止を命ずることができるように措置すること。

と。

三、営業施設の配置の基準を人口割等により設定するとともに、営業施設の面積に下限の基準を設定し、組合の地区内のすべての営業者に適用するように措置すること。

四、中小企業等協同組合に準じ環同組合の土地、事務所、倉庫、福利厚生等の施設に対する固定資産税及び組合の出資証券に対する印紙税の免除又は軽減の措置を講ずること。

理由

一、経済自由化の本格的進展に伴い、環境衛生関係営業も一般中小企業と同様に経営の近代化、合理化を早急に推進しなければならない情勢となつてゐる。環同組合が信用事業を行なう場合、又はその組合員によつて信用組合を設営する場合は左記の利点がある。

(一) 一般市中金融機関では困難な中小企業の信用評定が同業者間であるがゆゑに各個の経営内容が平常分明しているため、的確に行なうること。

(二) 政府系金融機関の代理店となることもでき環同組合員にいつその便宜を与えることとなる。

(三) 都道府県のほか、市町等の低利な預託金の導入が円滑化され、金ぐりが潤沢となり受融されるものも有利となること。

(四) 小口の貸付けが容易になされうること。

(五) 一般市中金融機関の環同組合の信用調査等に協力しうること。

(六) 組合員、従業員等貯蓄心の向上に資し、国の経済運営にも貢献しうること。

現に広島県環境衛生信用協同組合は、創設三箇年の歴史と実績しかないのに、その営業成績は逐年良好である。(別紙資料添付)

二、中小企業団体の組織に関する法律による設備新設の制限、ないし禁止の命令が発せられた業種は、綿、織物、マツチ、タオル、清涼飲料、精麦、自転車、タイヤ等二十五業種に達しているが、いずれもこの措置によつて生産販売が調

整されて効果をあげてゐる。

三、組合員以外の者の不当な営業方法によつて生ずる過度競争は、ますます深刻化しているが、これを放置すれば経営の不健全化から環境衛生の維持増進をはなはしく阻害することになる。

また、最近新たに営業施設を開設する者が資本等の関係から適正な衛生措置を講じ得られない狭あいな施設で営業する状況が増加しているの

で、作業工程ごとに最低の面積基準を設定し、適正な衛生措置が確定されるようにする必要があるので。

四、環境衛生関係営業の各業は、いずれも中小零細業が大部分を占めており、組合費を多く徴収することは困難なので、組合運営の経費は極力節減しなければならない。

第三七号 昭和四十一年十一月三十日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
請願者 岡山県都窪郡茶屋町大字帯江新田
八五 武内寿美恵外八十七名

紹介議員 近藤 鶴代君
国民の健康保持、榮養改善を正しく行なうためには、国家試験を必要としない管理榮養士養成を行なうべきでないから、榮養士法を左記のごとく改正されたい。

一、同法第五条の二の第二号を削除すること。

理由

一、管理榮養士は、榮養士法第一条第二項に定められてゐるが、従来の榮養士の外に新たに管理榮養士が設けられたのは、榮養学の進歩に伴い国民の榮養知識の向上、普及、食品の加工貯蔵、強化、食生活の変化等、諸般の情勢がより高度の榮養の知識、技能を有する者を必要としたからである。

二、管理榮養士は、原則として、その修業年数に応じ養成施設を卒業後ただちに、または実務経験一年及び二年後、いずれも国家試験受験資格を得、試験に合格してはじめて管理榮養士として登録されることが、同法第五条の四の一、二、三、四号に規定されている。

て登録されることが、同法第五条の四の一、二、三、四号に規定されている。

三、しかるに同法第五条の二の第二号には、国家試験を要しないので、ただちに管理榮養士の資格をうる指定管理榮養士養成施設の規定があり、しかも、この修業年数は、管理榮養士の受験資格が得られる榮養士養成施設と同じく四箇年である。

四、したがって、この制度によつて、管理榮養士のうちに、もしも、その任に耐えないような資質の劣つた者が多少でもあらわれたならば、国民榮養のみならず、国民の健康そのものに及ぼす悪影響は計り知れないものがある。

五、特に、食品の加工、貯蔵の進歩やインスタント食品の発達などに伴い、使用法を誤ればきわめて危険な食品添加物、増量剤、酸化防止剤、着色剤、防腐剤、漂白剤、その他が大量に使用されており、この傾向は、今後ますます強まると思われるので、質の劣つた管理榮養士の存在はまことに危険である。

六、国民の健康に直接関係のある資格をうる者は、医師、薬剤師、あんま、はり師等、ほとんどすべて国家試験によつてその資質を保障されてお

ており、国家試験を要せずに資格を得得る特別指定の養成というごとき例外はない。

七、このようなきわめて不合理かつ危険な指定管理榮養士養成施設の例外規定を認めるならば、現行の国家試験制度の崩壊の端緒をつくることになり、この問題はひとり榮養に関する範囲にとどまらず、国家試験によつて資格を与えられる他の職種にも及び、国民に及ぼす影響はきわめて大きい。

第一四五号 昭和四十一年十二月二日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
請願者 札幌市菊水町一四丁目国立病院附属看護学院内 藤田京子外五十八名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第三七号 昭和四十一年十二月五日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
(四通)
請願者 新潟県小千谷市桜町三、二四九
風間西松外二百十九名

紹介議員 山本 杉君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第三八号 昭和四十一年十一月三十日受理
衛生検査技師法の一部改正に関する請願
請願者 新潟県新潟市豊町新発田保健所
内 星忠雄外三名

紹介議員 佐藤 芳男君
衛生検査技師法の一部を改正して、左記事項の実現を図られたい。

一、現行法は名称のみの規制であるから、これを業務規制として、医師、歯科医師、衛生検査技師でなければこの業務はできないようにすること。(法第二条、第二十号)

二、「医師の指導監督」は「医師の指示」とすること。(法第二条)

三、衛生検査業務内容に「医化学的検査」「生理学的検査」を加え、かつ検査上必要の場合は医師の指示のもとに採血、消化液採取等ができるようにすること。(法第二条及び省令中に加わつてゐる医化学的検査を法律内に加える)

四、養成期間は現在の最低二年を三年以上とし、免許は厚生大臣から与えられるものとすること。(法第十五条)

理由
一、衛生検査技師法は、昭和三十三年に制定されたものであるが、その内容は名称のみを規制したもので、「衛生検査技師」の名称さえ用いなければ誰が「衛生検査」を行なつてもよいという内容のものである。基礎知識のない無資格者が衛生検査を行なうことは検査成績に著しい誤差を生ずる結果となり、ひいては医師が患者を

診断し、治療方針をたて、予後を判定する上に大きな支障をきたすことになる。
二、国民の健康を守り、医療の内容をいっそう向上させるため前記の改正はぜひとも必要である。

第一〇号 昭和四十一年十二月一日受理
衛生検査技師法の一部改正に関する請願(七通)
請願者 愛知県豊橋市下条西町二、八九四
浅沼春樹外十二名

紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第一四六号 昭和四十一年十二月二日受理
衛生検査技師法の一部改正に関する請願
請願者 静岡県田方郡函南町南六六伊豆
通信病院内 小林芳治郎

紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二〇六号 昭和四十一年十二月三日受理
衛生検査技師法の一部改正に関する請願
請願者 静岡県藤田町三ノ六八静岡県衛生
検査技師会内 石川徳市

紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二〇七号 昭和四十一年十二月三日受理
衛生検査技師法の一部改正に関する請願
請願者 三重県度会郡御園村高向八一〇
三重県衛生検査技師会内 森下正一郎

紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第三〇九号 昭和四十一年十二月六日受理
衛生検査技師法の一部改正に関する請願
請願者 茨城県那珂郡那珂町門部一八〇
中井川成義

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第五三八号 昭和四十一年十二月十二日受理
衛生検査技師法の一部改正に関する請願
請願者 東京都港区芝白金三光町一三八北
里大学内 石丸鉦二

紹介議員 林 塩君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第四三三号 昭和四十一年十一月三十日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金に関する請願
請願者 福岡市大字田島一、六六七ノ四
浦田寅治郎

紹介議員 青木 一男君
戦争犯罪裁判関係者に対し、左記のように見舞金を支給されたい。
一、戦争犯罪裁判有罪服役者のうち、その服役期間を恩給法上の在職年数に折算して普通恩給又は一時恩給を受給する人(五百五十五人)を除いた三千二百九十人に対し服役日数に応じ見舞金を支給すること。(この三千二百九十人中には、多数の、身分上恩給法のうち外の人があつて、その人々に対してはとくにこの措置が必要であつて、同様に服役しながら、服役日数について全然考慮されていない者と、その全部又は一部を在職年数に算入されている者があることは不合理であり、これも是正されるべきである。)

二、戦争犯罪裁判の結果、無罪となつた人及び犯罪容疑者として逮捕拘禁されたが裁判を受けることなく釈放となつた人千四百八十八人に対し、拘禁日数に応じ見舞金を支払ふこと。(一人平均拘禁日数、概数三百三十七日)

理由
本戦争犯罪裁判は連合軍各国が、日本が無条件に降服した後で個人をおのおのその国の法律に従つて裁判したもので、有罪服役者の労銀、非有罪者の刑事補償は各個人がそれぞれその国に対し請求すべきところ、国は平和条約第十九条でその請求権を放棄したので、個人はもはやその請求をすることができなくなつた。また、本裁判で占領軍は日本政府に容疑者の財産の差押えを行なつたため、容疑者留守家族はその生活を破壊されることとなり、この後顧の苦痛と拘禁の苦痛とはいよいよますます深刻なものとなつた。

このような非文明的な裁判に堪え忍んだ人々に対し相当の見舞金支給は当然である。しかもこれらの人々は年々相当数死亡しているもので、この措置はもはや延引を許されない。

第四四〇号 昭和四十一年十一月三十日受理
国立病院・療養所の職員等の増員に関する請願
請願者 千葉県市川市国府台一ノ七ノ一
武田利夫外四十八名

紹介議員 加藤 完君
厚生省所管の国立病院、療養所の職員の増員を要求し、人べらしをすすめる「下請け」導入に反対する。

理由
一、国民の受ける医療を改善するためには、現在の人員ではあきらかに不足している。医師、看護婦、医療技術者の不足は慢性的に続いており、人事院でも指摘した看護婦の過酷な勤務実態は、各職増にあらわれており、最低限の医療さえ守れない実情である。
二、加えて、政府は「欠員不補充」政策をとつていて、人員不足はならん解決をみないままに放置されている。その上、「下請け」導入を洗濯、清掃、給食にまで及ぼし、全面的に人べらしを図ろうとしている。
三、このような状態が、これ以上続かならば、国民医療は大きな犠牲をしいられることになる。

桑野よしお外四百五十八名
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第二二四号 昭和四十一年十二月五日受理
国立病院・療養所の職員等の増員に関する請願(三通)
請願者 東京都中野区江古田三ノ一四ノ二
矢野日露子外二百六十四名

紹介議員 木村禎八郎君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六四〇号 昭和四十一年十二月十三日受理
国立病院・療養所の職員等の増員に関する請願
請願者 栃木県足利市山川町宮先一、〇三
五 石関賢一外九百三十三名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一一九号 昭和四十一年十二月一日受理
長野県に国立重症心身障害児(者)施設設置に関する請願
請願者 長野市妻科長野県議会議長 尾崎秀男

紹介議員 羽生 三七君
昭和四十二年度において、国立重症心身障害児(者)施設をぜひとも長野県に設置するよう取り計らわれたい。

理由
一、近年、児童福祉行政は、急速に充実発展してきているが、いわゆる重症心身障害児(者)の福祉に関しては、その対策は著しく立ち遅れている。
二、国においては、この実情に着目し、昭和四十一年度から新規事業として重症心身障害児(者)施設を設置する計画をすすめられているが、本県においては、このような児童等が三百六十名あまりもあり、現在の施設では悲痛な肉親の訴えに対し手の打ちようもない実情である。

第四五五号 昭和四十一年十一月三十日受理
国立病院・療養所の職員の増員に関する請願(五通)
請願者 岡山県都窪郡早島町四、〇六六

第二一五号 昭和四十一年十二月五日受理

長野県に国立重症心身障害児(者)施設設置に関する請願

請願者 長野市妻科長野県議会内 羽田義知

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第二一〇号 昭和四十一年十二月一日受理

旧満州開拓団員の外地死没者の遺族に対する国家処遇に関する請願

請願者 長野市妻科長野県議会内 尾崎秀男

紹介議員 林 虎雄君

旧満州開拓団員の外地死没者の遺族に対し、戦傷病者、戦没者遺族等援護法によつて国家処遇するよう善処されたい。

理由

一、旧満州開拓は、当時日本の国策として移民と食糧増産の方針のもとに、官民一体となつて半強制的に開拓者の送り出しが行なわれ、長野県では移民分村計画が実行に移され、その数は三万八千六百四十人となり全国一という成績を示した。

二、このうち死亡未帰還者は一万六千八百八十八人で、五十二パーセントという高率となつたのであるが、この犠牲者は食も医薬もなく、学校、倉庫等に収容され、終戦後一箇年半という短期間に病死したものである。

三、戦争は国家の責任であるが、日本軍に対する現地人の恨みは、この開拓団員の上にかかり迫害と窮乏のうちに犠牲となつたものである。

第二一六号 昭和四十一年十二月五日受理

旧満州開拓団員の外地死没者の遺族に対する国家処遇に関する請願

請願者 長野市妻科長野県議会内 羽田義知

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第一四七号 昭和四十一年十二月二日受理

戦後長期抑留者の処遇に関する請願(五十四通)

請願者 札幌市白石町南郷市営住宅一八〇

松尾武雄外五十三名

紹介議員 井川 伊平君

終戦時、満州、樺太、千島等からソ連領内にらつ致され、その後一方的にソ連当局の不当な裁判によつて刑を受け、日本独立後も引続きソ連の政策上の人質として強制的に抑留された者の処遇に關し、左記事項の実現を図られたい。

一、サンフランシスコ条約発効の日以降もなお引続き自己の意志によらず戦争に起因し抑留された者に対してはその期間一日につき、金一千円を下らざる額を即時支払うこと。

二、国外抑留中死亡したものには一人につき金二百万円の見舞金を支給すること。

三、国外抑留中のか酷な労働に基因し疾病にかかり、自己の生活を維持できない者、又は原因不明の疾病により現に生活できない者に対しては、国において生活を補償すること。

理由

戦後長期にわたつて国外に強制抑留され、自己の罪によらざる罪科に問われ、国家賠償の代価として酷使されて病没した同胞や、九死に一生を得てかううじて生還した旧軍人、軍属、官吏、一般民等に対する処遇について、いまだにとりあげられないことはまことに遺憾であり、国家の責任と国政のあり方に強い不信感をいだき、怒りさえ感ずる。

第一七三号 昭和四十一年十二月三日受理

元毒ガス製造従事者の疾病救済に関する請願

請願者 広島県竹原市忠海町大久野島毒ガス被害者厚生会内 藤村五郎三外二十一名

紹介議員 川野 三曉君

元毒ガス製造取扱に従事したものについては全従業員に対し、現在講ぜられている審査にもとづく限定方法を改定し、原爆被害者と同様に無料検診と十分な医療、並びに生活の補償等の救済をすみやかに実施されたい。

理由

旧陸軍第二造兵廠忠海兵器製造所に徴用され毒ガス製造に従事せられた者は、今日にいたるもなおその毒ガス症に苦しみ、これが中毒による障害は各個人の体力及び従事した作業環境時間等により感染の程度も一様でなく、疾病症状もまちまちであるが、いづれも生活のための就労が制約され、心身に及ぼす影響は大きく、人命の危険におびやかされている。

竹原市は、この毒ガス製造工場であつた大久野島をその行政区に抱え、市民のうち、多くの元毒ガス製造に従事した市民が在住している。これらの市民が日その病状の好転に、健康回復に苦しい生活費をさき、自費による診療や高価な売薬を服用しているが、家計のひびくばくと毒ガス障害という特異病状のため適応薬の入手も至難で病状も一向に好転することなく悲惨な日々を送り、なんらの医薬補償も生活上の救済もされず、死後解剖の結果ようやく毒ガス障害であつたという救われな

い事例も少なくはない。

毒ガスの猛毒害は周知のとおりであるし、原爆患者に対する諸種の施策は立法化され、療養費用等も改善されているといわれる。(昭和四年五月から昭和二十年八月まで製造した毒ガスの性状及び生理作用)等添付)

第二二二号 昭和四十一年十二月五日受理

日雇労働者健康保険の改悪反対に関する請願

請願者 新潟県高田市東本町一丁目上越建築組合連合会内 曾武川喜佐治

紹介議員 大倉 精一君

新潟県建設労働者は、一定の事業所もなく労働の安定もなく、特に冬季には豪雪のために仕事を奪われてしまふのであり、日雇健康保険によつて社会保障制度の一端を味わつてゐる。

一般国民健康保険と日雇労働者健康保険との混合論は社会保障制度の後退で混乱の基となる。

第二二三号 昭和四十一年十二月五日受理

国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(二十九通)

請願者 島根県邑智郡石見町 島居大二外二百七名

紹介議員 中村 英男君

国民健康保険の家族七割給付実施後の保険財政の安定と、被保険者の医療保障の健全な発展を確保するため、当面緊急を要する左記事項につき、すみやかに措置されたい。

一、昭和四十一年度療養給付費国庫負担金及び財政調整交付金の不足見込額については、これを必ず年度内に予算補正が行なわれるようにすること。

二、低所得階層に対する保険税(料)負担の軽減措置を拡充強化することとし、これに要する財源は国において別途補助すること。

三、標準事務量を設定し、これに対する事務費実質十割国庫負担とすること。

四、国民健康保険診療施設に対する補助の拡充強化を図ること。

(一)へき地における施設の新設、医師確保及び経営上の赤字に対する財政措置。

(二)既存老朽施設の近代化に要する経費に対する補助。

五、保健婦設置費補助の算定基準額を引き上げる等国庫補助を改善すること。

六、保健施設活動に対する財政措置を講ずること。

七、任意給付に対する国庫補助を拡大すること。

八、国民健康保険団体連合会の診療報酬審査支払事務費は全額国庫負担とすること。

九、国民健康保険組合に対する国庫補助の増額を図ること。

十、標準保険税(料)の設定により負担の適正化を図ること。

十一、累積赤字に対する財政措置を図ること。

理由

国民健康保険制度は、被保険者の多年にわたる宿願であつた家族七割給付が、ようやくその実現を目前にしつゝなお幾多の障害があり、保険財政もまた窮乏、不安定の域を脱し得ない現況にある。加えて国民健康保険の被保険者は、その大多数が低所得階層で占められ、とくに本県においては中堅所得層の県外転出によりこの傾向はいつそう顕著である。

第六九一号 昭和四十一年十二月十三日受理
国民健康保険に対する国庫負担増額等に関する請願(三十一通)

請願者 島根県平田市平田町九五ノ一
木佐徳之助外七千二百名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二二五号 昭和四十一年十二月五日受理

医療保険の抜本改善反対及び療養生活の改善等に関する請願(四通)

請願者 東京都小平市小川東町二、七七五
緑風荘病院みどり会内 鬼頭隆夫
外三名

紹介議員 木村禮八郎君

医療保険の抜本改善に反対し、療養生活改善のための左記事項について緊急にその対策を講じ、昭和四十二年予算において具体的に実施するよう強く要請する。

一、健康保険に対する国庫負担を大幅に増額し、国と資本家負担で本人、家族とも十割給付、傷病手当金も賃金の十割を働けるまで支給すること。

二、新結核ブトル・カブレオマイシンが健保、予防法ですぐ使えるようにすること。

三、輸血用の血液を患者や家族の責任で集めさせることをやめること。すべての病院、療養所に對し、輸血用血液を患者と家族の責任で集めさせることをただちに禁止し、病院、療養所の責任において、きれいな血が十分に確保できるように、国と都道府県の責任において保障すること。

四、患者や家族で集めさせられたために要した費用は全額健康保険、結核予防法医療扶助で弁償して本人に返すこと。

五、結核予防命令入所のわくによる制限を撤廃すること。入院を要するすべての結核患者に對して所得等の制限を少なくし、無料で、働けるようになるまで入院を認めること。

六、患者に對する診療の放棄や給食中止、生保の打ち切り、警察官を介入させる等の弾圧に反対すること。

七、患者に對する診療の放棄や給食中止、生保の打ち切り、警察官を介入させる等の弾圧に反対すること。

八、障害年金の差別や制限をなくし、すべての患者に支給すること。病状、掛金、初診日に關係なく国民年金の障害年金を適用し、年金額を月一万円以上にする。

九、生活保護費を二倍に引き上げること。期末一時扶助、冬期加算、日用品費を大幅に引き上げ、各種年金との全額併給を実施し、当面障害者加算は障害年金を二級まで拡大すること。

十、身体障害者福祉法を改善して、すべての患者と回復者に適用し、国と自治体、資本家の責任

で生活、住宅、就職と権利を保障すること。

十一、傷病恩給の改正と、内科疾患の適用を大幅にゆるめ、戦傷病者の医療制限を撤廃させ、内地発病者にも生活費を完全に保障すること。

十二、朝日訴訟の第一審判決を即時実施すること。

十三、本土で療養する沖縄の患者の医療と生活を保障し、ベッドを増加し、沖縄、小笠原の即時返還を実現すること。

十四、第三次防衛計画に反対する。軍事費を社会保障など国民生活のためにまわすこと。アメリカのベトナム侵略戦争への協力、日本の軍国主義復活に反対する。

理由

佐藤内閣の「医療保険の抜本改正」に大きな不安といきどおりを禁じ得ない。

現実の医師不足、看護婦不足の実態を改善し、患者が血液を集めなくてすむ血液対策の確立等これらの願いは、病気をなおし、生きるためのぎりぎりの要請である。

第二二六号 昭和四十一年十二月五日受理

心臓病の子供の治療に対する育成医療助成拡充に関する請願(五通)

請願者 福岡市諸岡五一六ノ一〇 山木保
外二十七名

紹介議員 森部 隆輔君

心臓病で苦しんでいる子供を救済するため、左記事項の実現を期せられたい。

一、全国の子供の心臓病の子供に對する実態調査を行ない患者数をあはくすること。

二、この資料に基づいて心臓病の子供の社会復帰のために治療助成計画と予算を確立すること。

三、同時に末端で行なわれている適用の制限をなくすこと。

四、末端行政機関にこの制度の趣旨を徹底すること。

理由

心臓病の子供は、その治療費が高く、しかも毎日

のからだの維持費に相当の経済的負担がかかるため、多くの親は手術費を工面することができず、みすみす手遅れとなり、「死を待つのみ」という事態を招いている事例が少なくない。

政府においては、昭和三十九年度から心臓病の子供を、その治療費助成予算が少なく、末端ではこの制度を制用できない例が非常に多い実情である。

第四四七号 昭和四十一年十二月九日受理

心臓病の子供の治療に対する育成医療助成拡充に関する請願

請願者 千葉県松戸市常盤平団地二ノ二六
ノ二〇二 落合希子外三百三十四名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。

第三〇四号 昭和四十一年十二月六日受理

心臓病の専門病院の新増設促進に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡古賀町字久保 狗飼 忠男外二十八名

紹介議員 森部 隆輔君

心臓病の専門病院を、政府の指導によつて、すみやかに各地に新増設されたい。

理由

一、先天性の心臓病の子供は、二百人に一人の割合で生れてくると言われている。このうち三分の一は一才未満で死に、三分の一は五一六才まで生き、残りの三分の一は十七一八才までの命だと言われており、これらの子供は手術によらなければ命を長らえることができない。以上の数字から推定すると現在日本には五万人から十万人程度の心臓病の子供がおり、後天性も含めるとさらに多き数字となる。

二、わが国の心臓病院の数は少なく、近年各地で新設されていると言ふものの現在すべての心臓病の子供を治療する収容力はなく、しかも心臓

病の専門病院がない県も多数あり、これらの県
の心臓病の子供の親は検査もできず途方にくれ
ている例が多くみられる。

第四一四号 昭和四十一年十二月八日受理
心臓病の専門病院の新増設促進に関する請願
請願者 埼玉県入間郡毛呂山町本郷二二八
山下和夫外二十八名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第四四五号 昭和四十一年十二月九日受理
心臓病の専門病院の新増設促進に関する請願
請願者 千葉県松戸市常盤平団地二ノ二六
ノ二〇二 落合希子外三百三十四
名

紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第四七八号 昭和四十一年十二月九日受理
心臓病の専門病院の新増設促進に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市万平町二ノ八九 小
川弘外二十七名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第六八七号 昭和四十一年十二月十三日受理
心臓病の専門病院の新増設促進に関する請願
請願者 埼玉県深谷市新井三二三 柳克海
外二十八名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第三〇五号 昭和四十一年十二月六日受理
心臓手術のための供血制度改善に関する請願（二
通）
請願者 福岡県粕屋郡新宮町下ノ府 落石
栄二外五十二名

紹介議員 森部 隆輔君

心臓病手術のための供血制度を改善するため、左
記事項の実現を図りたい。

一、国や地方公共団体によって公共的な供血機関
を新増設すること。

二、日赤の献血液液を使用する場合、血液代（売
血代）にあたる二百〇〇につき五百円の徴収を
はざすこと。

三、患者又は家族の要請があつた場合には、病院
は日赤又は公共的供血機関の血液を使用するよ
う義務づけること。

理由

一、心臓の手術には多量の血液（保存血、新鮮
血）を必要とするが、多くの場合、売血が使用
され、血精肝炎の発生など、障害が起ること
が少なくない。

二、政府は、昭和三十八年以来献血運動を推進し
ているが、依然としてきれいな血液だけを扱う
公共的な血液銀行は少なく、預血制度をとり入
れた商業血液銀行の存続によつて、大半は売血
によつて需要は満たされている。

第四四六号 昭和四十一年十二月九日受理
心臓手術のための供血制度改善に関する請願
請願者 千葉県松戸市常盤平団地二ノ二六
ノ二〇二 落合希子外三百三十四
名

紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第三〇六号 昭和四十一年十二月六日受理
し、体不自由児施設関係予算に関する請願
請願者 東京都板橋区小茂根一ノ一〇一
全国肢体不自由児施設運営協議会
内 小池文英

紹介議員 鹿島 俊雄君
全国し、体不自由児施設長の総意により、し、体不自由
児施設関係予算について、左記のことを要望す
る。

一、し、体不自由児施設における保母、指導員の人
件費は別わく支弁すること。

二、収容児童の日常諸費についても別わく支弁す
ること。

三、児童福祉施設民間運営調整費をし、体不自由児
施設にも支弁すること。

理由

一、当施設は、医療法による病院であると同時に
他面、児童福祉施設としての性格を兼ねあわせ
ている。即ち、病院としての機能を完備するほ
かに児童指導員、保母などを擁しており、生活
指導、レクリエーション、職能指導などの福祉
的な業務を実施している。

二、しかるに、収入面においては、医療関係の費
用（社会保険点数に準じて算定）しか認められ
ていないため、施設の運営はきわめて困難とな
っている。（資料添付あり）

第三〇七号 昭和四十一年十二月六日受理
し、体不自由児施設関係予算に関する請願
請願者 東京都板橋区小茂根一ノ一〇一
全国肢体不自由児施設運営協議会
内 波多野秀次

紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三七一号 昭和四十一年十二月七日受理
し、体不自由児施設関係予算に関する請願
請願者 東京都板橋区小茂根一ノ一〇一
全国肢体不自由児施設運営協議会
内 大河内一郎

紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第四七九号 昭和四十一年十二月九日受理
し、体不自由児施設関係予算に関する請願
請願者 東京都板橋区小茂根一ノ一〇一
全国肢体不自由児施設運営協議会
内 森田伝一郎

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三〇八号 昭和四十一年十二月六日受理
原子爆弾被爆者援護法（仮称）の早期制定に関する
請願
請願者 岡山市内山下岡山県議会議長 丸
本市松

紹介議員 木村 睦男君
原子爆弾被爆者の援護のため、原子爆弾被爆者援
護法（仮称）をすみやかに制定されたい。

理由

原子爆弾被爆者に関する制度としては、昭和三十
二年に原子爆弾被爆者の医療等に関する法律が制
定され、被爆者の健康管理及び医療措置が行なわ
れているが、十分とは認められず、衆参両院にお
いても、昭和三十九年三月及び四月に、それぞれ
被爆者援護の強化を満場一致で決議した。

被爆後二十一年目を迎えた今日もなお全国におい
ては二十七万人、岡山県においても二千人余の被
爆者が十分な救済を受けないまま生活を営んでい
るのであり、被爆者の援護は、より強化される必
要がある。

第三一〇号 昭和四十一年十二月六日受理
日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願
（二十七通）
請願者 大阪府八尾市八尾木七九五 木村
茂雄外二十六名

紹介議員 田中 一君
日雇労働者健康保険法に対し当面少なくとも七割以
上の国庫負担を行ない、これを制度的にも安定さ
せるとともに、その内容を日雇労働者の実態に即
したものに改善するよう、左記事項の実現を図ら
れたい。

一、療養給付期間は現行二箇年となつてはいるが、
他の健康保険はすべて転雇までとなつてはいるの
で、日雇健康保についても同様療養給付期間は転
雇までとすること。とくに現行では被扶養者の
給付期間が切れた場合、一切の救済措置がない

という現状からも早急に実現を図ること。

二、傷病手当金は現行待期三日、最高二十二日支給となつてゐるが、傷病手当金の支給をだれよりも必要とするのは日雇労働者であり、待期間の撤廃と、給付期間を少なくとも政管健保なみの六箇月にまで延長すること。

三、日雇労働者の負担能力では被扶養者の一部負担金支出は困難である。まして国保においてすら、大部分が扶養家族の七割給付を実施してゐる現在、労働保険優先という基本的立場からも被扶養者の療養給付を十割にすること。

四、国民健保などから日雇健保の被保険者になつた場合、受給要件をみたすまでの間は本人も五割しか給付されないことになつてゐるが、これは他の保険、あるいは国民皆保険の立場からも放置すべきものでなく、即時十割給付にすること。

五、被保険者が入院その他で医療給付を受けている場合は、不就業のため受給要件をみたすことができない。したがつてこの間被扶養者が発病しても現行では保険給付が受けられず、全額現金払いとなる。国民皆保険の現在このような矛盾はただちに是正すべきであり、その処置を明確にすること。

六、現行の擬制適用方式は、日雇健保法の不備欠陥と法制定までの歴史的経緯の中から生れたものであり、過去十二年余にわたる運営の実績から考へて、現行制度の法制化は当然かつ實際的であると考えるので、これが実現を期すること。

七、日雇健保の内容改善には、対象労働者の負担能力から考へ健保料の引上げをはかることなく、大幅な国庫負担（七割以上）を行なうこと。

八、日雇労働者は現在、国民年金の対象とされてゐるが、被用者として当然厚生年金を適用すること。

理由

一、日雇健保は、昭和二十八年法制定以来数度にわたつて給付内容の改善が行なわれてきたが、

政府管掌その他の被用者健康保険と比較して、その内容は今日なおきわめて劣悪であり、低所得者層に対する医療保険としては不十分きまざるものである。とくに昭和三十八年度からは日雇健保をのぞくすべての健康保険は療養給付期間の制限を撤廃してゐるのに、ひとり日雇健保だけ不当に差別されてゐる。

二、国民皆保険が実施されてゐる今日、このような不当な差別はただちに是正されるべきであり、就労状態や生活が不安定であり、それゆゑに疾病率の高い日雇労働者にこそ完全な医療保障を確立すべきである。

三、政府では、財政難を理由として、健康保険料の大幅引上げをはじめ健保制度の大幅改悪を実施しようとしてゐるが、低賃金と重労働に苦ぎぬる日雇労働者にとつては、とうていその負担にたえない。

第三七〇号 昭和四十一年十二月七日受理

日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願（百六十六通）

請願者 大阪府八尾市黒谷八三四 山中明
参外百六十五名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第四五二号 昭和四十一年十二月九日受理

日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願（百五十四通）

請願者 大阪府布施市柏田一、一〇五 竹
谷二美男外百五十三名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第五三九号 昭和四十一年十二月十二日受理

日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願（二十七通）

請願者 大阪府池田市石橋一ノ一六ノ一〇
渡辺明夫外二百十六名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第六八八号 昭和四十一年十二月十三日受理

日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願（二十一通）

請願者 大阪府福島区海老江中二ノ三〇
吉田芳男外二十名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第六八九号 昭和四十一年十二月十三日受理

日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願（百七十六通）

請願者 大阪府守口市北寺方五一八 藤井
照雄外百七十五名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第三七二号 昭和四十一年十二月七日受理

戦傷病者特別援護法は正に關する請願

請願者 東京都千代田区丸の内二丁目財団
法人日本傷痍軍人会内 奈良榮三

紹介議員山下春江君戦傷病者特別援護法を改正して、左記事項の実現を図られたい。

一、戦傷病者相談員の増員。

二、職務関連し、傷病者の身分確立と各種援護の適用。

三、国鉄無賃取扱いの是正。

四、国鉄の制限の廃止。国鉄乗合自動車の適用。

五、休業施設の設置及び収容並びに戦傷病者更生援護施設の設置及び収容。

六、恩給診断の無料取扱い。戸籍書類の無料交付。

七、補装具の種類、支給基準の改善。

八、国民金融公庫が行なう傷病恩給、障害年金担保融資額の増額（現行三十万円を六十万円に）。

九、公営住宅の優先割当等。

十、子女の育英（授業料の免除及び育英資金の優先貸与）。

十一、放送受信料の免除。

十二、葬祭料の支給（長期療養のみの制限廃止）。

十三、結核回復後後援施設への収容。通院手当。予後手当の支給。

十四、長期療養者の家族見舞旅費、援護手当の支給。

十五、公務傷病による所得給付を生活保護法の収入対象からの除外。

十六、身体障害者雇用促進法の特別規定の設置。

十七、専売品の販売、官公營施設の売店優先許可、製作品の優先購入。

十八、社会福祉法人戦傷病者会館が行なう福祉事業に対する助成。

十九、財団法人日本傷痍軍人会（支部を含む）に対する援護、福祉事業等の委託及び助成。

二十、戦傷病者援護審査会（仮称）の設置。

二十一、戦傷病者援護強調週（月）間の実施。

理由

第四十三国会において、戦傷病者特別援護法が制定され、戦傷病者の身分、国家補償による援護の方向が明らかにされたが、当初規定された援護は、この法律が制定される以前から行なわれていたものを統合したもので、その後、ごく一部の手なおし程度の改正が行なわれただけで根本的な是正はなく、従つて、戦傷病者に対する現在の援護は、他の社会保障制度と比較しても多くの問題が残されてゐる。

第四四八号 昭和四十一年十二月九日受理

児童福祉施設最低基準の改定に関する請願

請願者 岐阜県美濃市吉川町岐阜県保母会
内 雲山千恵子

紹介議員 佐野 芳雄君

保育所に対する社会の要請にこたへ、未来を背負つて立つ子どもたちを、責任をもつて保育できる

よう措置されたい。

零歳児 三人に保母一人（現行三歳未満児七人に保母一人）

三歳未満児 五人に保母一人

三歳児 十五人に保母一人（現行三歳以上児三十人に保母一人）

四、五歳児 二十人に保母一人

理由

保育所に対する社会の関心は年々高まってきており、保育内容の充実も要望されているが、人格形成の基礎をつくるという最も重要な時期にある乳幼児の保育をあげる保母にとつて、現行の最低基準による受持児童数では、責任をもつて保育にあたることはできない。このため、請願者らは、長い間、最低基準の改定方を要望してきたのであるが、昭和三十七年、中央児童福祉審議会の答申が行なわれたにもかかわらず、三歳未満児の受持定数が十人から七人へと改定されたにすぎない。

第四四九号 昭和四十一年十二月九日受理

児童福祉施設最低基準の改定に関する請願（二通）

請願者 京都市東山区山科大宅京都市保母会内 室田三代外一名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第四四八号と同じである。

第四五〇号 昭和四十一年十二月九日受理

児童福祉施設最低基準の改定に関する請願（二通）

請願者 京都府熊野郡久美浜町京都府保母会内 中地ゆき外一名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第四四八号と同じである。

第四五一号 昭和四十一年十二月九日受理

児童福祉施設最低基準の改定に関する請願

請願者 愛知県知多郡武豊町武豊北保育園内 杉浦久子

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第四四八号と同じである。

第四四八〇号 昭和四十一年十二月九日受理

児童福祉施設最低基準の改定に関する請願

請願者 岡山県都窪郡妹尾町箕島七二〇

林政野

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第四四八号と同じである。

第四四九二号 昭和四十一年十二月十日受理

児童福祉施設最低基準の改定に関する請願

請願者 高知市塩屋崎町一ノ二一 森光晃

喜恵

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第四四八号と同じである。

第四四九三号 昭和四十一年十二月十日受理

児童福祉施設最低基準の改定に関する請願

請願者 東京都板橋区弥生町一八 増野尚子

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第四四八号と同じである。

第四四九四号 昭和四十一年十二月十日受理

児童福祉施設最低基準の改定に関する請願

請願者 静岡市小庭一あけぼの保育園内静岡保母会内 平岡ユキヨ

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第四四八号と同じである。

第五四〇号 昭和四十一年十二月十二日受理

児童福祉施設最低基準の改定に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市鴨居三ノ六ノ一

鈴木マリ子

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第四四八号と同じである。

第五四一号 昭和四十一年十二月十二日受理

児童福祉施設最低基準の改定に関する請願

請願者 徳島市蔵本元町二ノ二五 飯沼敏子

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第四四八号と同じである。

第五七七号 昭和四十一年十二月十二日受理

児童福祉施設最低基準の改定に関する請願

請願者 山梨県東八代郡八代町一、七六二

中山茂子

紹介議員 廣瀬 久忠君

この請願の趣旨は、第四四八号と同じである。

第四八一号 昭和四十一年十二月九日受理

陸中海岸国立公園の地域拡張並びに下北半島の国定公園指定に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一三陸沿岸国道並びに鉄道完遂促進協議会内 山崎権三外六名

紹介議員 谷村 貞治君

左記事項の早期実現を図りたい。

一、陸中海岸国立公園地域を拡張の上、青森県種差海岸一帯まで追加指定すること。

二、青森県下北半島の恐山国立公園及び仏ヶ浦周辺を国定公園に指定すること。

理由

一、陸中海岸国立公園地域は、さきに宮城県気仙沼市岩井崎まで拡張されたが、岩手県普代村から青森県種差海岸に至る一帯の地域も、多くのすぐれた景勝地を擁しており、これら三陸沿岸一帯を総合した景観こそ一連の雄大な国立公園としてその真価を十分に発揮する。

二、青森県下北半島は、霊場とヒバの原始林で広く知られている恐山や豊富な湯量と清流美を誇る薬師温泉、さらには奇勝仏ヶ浦周辺から南へ延長四十キロメートルに及ぶ屈指の海蝕崖等きわめて傑出した自然の景観に恵まれているので、これらの天与の資源の保護と適正な利用を図る必要がある。

第六一五号 昭和四十一年十二月十三日受理

公的年金と福祉年金の併給限度額引上げに関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会

議長 鈴木省吾

紹介議員 石原幹市郎君

国民年金法改正して福祉年金と一般公的年金との併給限度額を引き上げ、実情に即した福祉年金の支給が行なわれるよう強く要望する。

第六一七号 昭和四十一年十二月十三日受理

重症心身障害児施設の福島県内設置に関する請願

請願者 福島県杉妻町二ノ一六福島県議会

議長 鈴木省吾

紹介議員 石原幹市郎君

重症心身障害児に対する援護施設的大幅な整備充実を図るとともに、ぜひとも、福島県にその施設を設置されたい。

第六二七号 昭和四十一年十二月十三日受理

杉並清掃工場の東京都杉並区上高井戸地区（杉並区上高井戸四ノ一、二二一）に建設することは絶対に反対であるから、この建設を中止されたい。

請願者 東京都杉並区上高井戸四ノ二、二二一高井戸幼稚園内杉並清掃工場上高井戸地区建設反対期成同盟内 内藤祐作

紹介議員 白井 勇君

一、当該地区の直前に上高井戸地区内唯一の駅（井の頭線高井戸駅）がある。

二、当該地区は上高井戸の中心に位し、近く環状八号線道路が完成すると駅前一等地として地元にとつてきわめて大切な場所である。

三、当該地区直前に杉並区高井戸小学校があり、近くに二つの幼稚園、高井戸中学があり、環状八号線道路が完成すると急激な車の増加により

通学児童、生徒、園児の生命は交通の危険にさらされると予想されるが、そのうえ、一日平均一千台以上の清掃車の往來を考えると、更に増大する危険、騒音、排気ガス等まことに憂慮にたえない。

四、当該地区の周辺は、発展途上にある商店及び純然たる住宅街である。

五、汚物運搬車の通過に伴う悪臭の発散、ごみの散乱及び焼却工場の公害等は、市街の衛生並びに美観を損ねる。

六、当該建設に関し、一般への報道、発表前に地主並びに地元住民の了解を得るという当然の順序をふまず、東京都清掃局が一方的、暴力的に人権を無視した行動に出たことは許せない。
（杉並清掃工場の建設について等添付）

第六四三号 昭和四十一年十二月十三日受理
小学校区ごとに乳幼児及び児童の保育所設置に関する請願

請願者 東京都葛飾区東堀切一ノ一七ノ一
八 田近治代外八百十二名

紹介議員 須藤 五郎君
乳児、幼児、児童の保育所を小学校区ごとに設置するよう、第十二回日本母親大会の決議に基づき要請する。

第六九〇号 昭和四十一年十二月十三日受理
ソ連長期抑留者に対する国家補償に関する請願

請願者 福島県北会津郡北会津村大字下荒井二、三八九 中川芳夫

紹介議員 石原幹市郎君
ソ連長期抑留者に対し、左記事項の実現を図りたい。

一、海外長期（平和条約発効以後）抑留者が、その抑留期間に受けた、並びにそれに起因する精神的肉体的、経済的損失に対し、国家補償を行なうこと。

二、長期抑留者は、その抑留期間を国家公務に服したるものとして、国家公務員とみなし措置する。

昭和四十一年十二月二十三日印刷

ること。

1 現在長期抑留者あるいはその遺族のうちに、戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用外に放置されているものが存在するので、これらを軍属とみなして同法を適用し、遺族年金、障害年金等を受けようようにすること。

2 長期抑留者のうちには、旧満鉄、電々等の職員であつて、昭和三十一年七月の公共企業体共済組合法施行直後に帰還し、三公社に就職したため、同法付則にいう更新組合員と認められず、従つてその後恩給、公務員期間への算入が認められなかつたにもかかわらず、彼らはその恩給にもれていて、これは長く国家の犠牲になつていた者がかえつて不利を見るといふまことに不合理なものであり法技術上の欠陥と認められるもので、すみやかにこれが救済のため改正をすること。

3 長期抑留者は高年者が多く、帰還後、厚生年金組合員となつた者は、厚生年金受給に必要な年限には達せず、やめなくてはならぬ実情にあるので、抑留期間の年金組合期間への通算を考慮して、厚生年金を受給しうようようにすること。

4 その他抑留期間の恩給公務員期間、または各種公的年金期間への通算も考慮するようにすること。

第六九二号 昭和四十一年十二月十三日受理
環境衛生金融公庫設立に関する請願（三通）

請願者 名古屋市中村区広小路西通三ノ五 神谷一英外二名

紹介議員 鈴木 万平君
今回の国民金融公庫による特別融資の内容は、私たちが要望した条件とは相当のへだたりがあり、環営業の実態にそぐわないもので、これによつて環営業の窮状を打開することは不可能であるから、長期低利な特別融資を行なう「環境衛生金融公庫」を昭和四十二年において必ず設立されたい。

昭和四十一年十二月二十四日発行

第六九三号 昭和四十一年十二月十三日受理
環境衛生金融公庫設立に関する請願（六通）

請願者 東京都港区芝罘平町二六全国環境衛生同業組合中央会内 湯山滝雄 外五名

紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。

第六九四号 昭和四十一年十二月十三日受理
環境衛生金融公庫設置に関する請願（十通）

請願者 東京都台東区根岸三ノ一〇 永野英明外九名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。

第七一三三号 昭和四十一年十二月十三日受理
日雇労働者健康保険制度の内容改善に関する請願

請願者 島根県江津市大字神主口ノ三九一 下尾益市外六百名

紹介議員 山本 利壽君
日雇労働者健康保険制度の他への統合、廃止に強く反対するとともに、左記事項の即時実現を要求する。

一、日雇健保制度を国と資本家の負担で安定化し改善すること。

二、擬制適用を強制適用とすること。

三、保険料の引上げや薬代などの本人の一部負担は実施しないこと。

四、本人や家族の給付を十割とし転帰まで（なおるまで）医者にかけられるようにすること。

五、傷病手当、出産手当の支給額をふやし、支給期間を六箇月以上に延ばすこと。

十二月十九日本委員会に左の案件を付託された。
一、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案
炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「経歴を有すること」を「経歴を有するか、又は昭和四十一年八月三十一日において炭鉱労働者であり、かつ、昭和四十年九月一日以降において当該離職の日まで一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有すること」に改める。

第二十三条第一項第一号中「その他の地域に移住する炭鉱離職者」を、その他の地域に移住し、又は炭鉱労働者として再就職するために移住する炭鉱離職者に改める。

第二十三条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十五条中「第二十三条第四項」を「第二十三条第二項」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和四十一年九月一日からこの法律の施行の日の前日までに離職した炭鉱離職者であつて、第八条第一項の規定の改正により新たに同項、第九条第一項第一号又は第九条の二第一項若しくは第二項の規定に該当するに至つたものについては、第八条第二項本文（第九条第二項及び第九条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

3 改正後の第二十三条第一項第一号に規定する移住資金は、炭鉱離職者求職手帳の発給を受けていた炭鉱離職者であつて、昭和四十一年九月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に炭鉱労働者として再就職するため移住したものに對しても、支給することができる。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局